

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低制限価格制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 最低制限価格制度の適用の対象は、次に掲げる工事とする。

- (1) 低入札価格調査の対象としない予定価格130万円以上の入札に付する建設工事
  - (2) 前号に規定する工事のほか、市長が必要と認めた建設工事
- (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、対象となる工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 建築工事(建築設備工事を含む。)については、前項の規定にかかわらず、次により算出した額の合計額とする。

- (1) 直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10分の1を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。)を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、市長は予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内において、最低制限価格を定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、次により最低制限価格を設定していることを入札参加者に周知するものとする。

- (1) 一般競争入札 北杜市財務規則(平成16年北杜市規則第50号。以下「財務規則」という。)第182条第1項に規定する入札公告
  - (2) 指名競争入札 財務規則第191条第2項に規定する指名通知書
- (落札者又は落札候補者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者又は落札候補者とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が必要でないと認められるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第34号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月1日告示第14号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月18日告示第18号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月20日告示第77号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月6日告示第5号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。